

幼稚園就園奨励費補助金（減免措置）のお知らせ

島本町教育委員会

島本町では、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減することを目的に保育料を減免しています。

下表の補助対象に該当すると考えられる方は、平成22年7月9日(金)までに在籍しておられる幼稚園へ下記書類を提出してください。

申し込みの資格、減免又は支給金額

町立幼稚園に幼児を通園させておられる保護者の方で、次の1及び2の～のいずれかに該当する世帯の方。

1. 複数園児が同時に就園している場合

補助対象世帯 提出書類である課税証明書・通知書により確認します		補助対象 経費	国庫補助限度額		
			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	支給額(年額) 20,000円	支給額(年額) 49,000円	支給額(年額) 78,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯					
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯					

2. 小学校1～3年生の兄・姉を有する事実上の第2・3子が就園している場合

補助対象世帯 提出書類である課税証明書・通知書により確認します		補助対象 経費	国庫補助限度額	
			小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	支給額(年額) 35,000円	支給額(年額) 78,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯				
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				

特別支援学校の小学部在籍で、小学校1年生～3年生の就学年齢と同一年齢である兄・姉を有する場合は上記「小学校1～3年生の兄・姉を有する場合」に該当します。

保育所及び認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部に通う兄・姉を有する場合もしくは児童デイサービスを利用する就学前児童の兄・姉を有する場合についても上記「小学校1～3年生の兄・姉」を有する場合と同様とみなします。なお、障害児通園施設に通う兄・姉を有する場合で申請される場合は、受給者証の写しの添付もお願いいたします。

提出書類

1. 「保育料減免措置に関する調書」
2. 「平成22年度給与所得等に係る町民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
又は、「平成22年度町・府民税納税通知書」

上記通知書（写し可）は調書の裏面に添付してください。

同一世帯の2人以上の方に所得がある場合、それぞれの所得割額の合計が基準となりますので、各自の通知書の添付が必要です。

生活保護世帯の方は、福祉事務所長の証明書で、上記の通知書（証明書）にかえることができます。

上記通知書がない方で、平成22年1月1日現在島本町にお住まいでなかった方については、その時点でのお住まいであった市町村で発行される住民税課税証明書（平成22年度のもの）を添付してください。

支給方法 納めていただく保育料を減額するという方法で対応します。

(兄・姉が幼稚園児の場合)

支給額が20,000円の場合：11～3月の各保育料を4,000円に減額します。

支給額が49,000円の場合：9月の保育料を7,000円に10～3月の各保育料を0円に減額します。

支給額が78,000円の場合：8～3月の各保育料を0円に減額し、12月に14,000円の還付を行います。

(兄・姉が小学校1～3年生の場合)

支給額が35,000円の場合：11～3月の各保育料を1,000円に減額します。

支給額が78,000円の場合：8～3月の各保育料を0円に減額し、12月に14,000円の還付を行います。

問合せ先 島本町教育委員会 学校教育課

TEL:075-962-0390

FAX:075-962-0611